

「奈良市都市計画道路の見直し（案）」に関する意見募集要項

都市計画道路は、都市における円滑な移動の確保、良好な都市環境及び市街地の形成などの機能を有しており、都市の骨格を形成する道路として、都市計画法に基づいて都市計画決定し整備する道路を言います。奈良市の都市計画道路はこれまで、高度成長期の急激な都市の拡大による人口及び自動車交通量の増加に対応するために、自動車交通等の円滑な処理を主な目的とした道路ネットワークを構築すべく都市計画決定を行ってきました。

しかし、厳しい財政的制約等により、都市計画決定後、未整備のままとなっている都市計画道路が多数存在する状況にあります。また、人口減少、超高齢社会の到来、将来の自動車交通量の減少が予測されるなど社会情勢が大きく変化してきております。

そのため未整備の都市計画道路については、計画当初と比べてその必要性が低くなっている可能性があります。また、都市計画道路区域内の建築物の建築を長期にわたり制限している状況になっています。

自動車や歩行者等の通行の円滑な処理の観点のみならず、安全面、防災面、都市環境面や既存ストックの活用といった観点を踏まえた上で、未整備となっている都市計画道路の必要性を検証し「奈良市都市計画道路の見直し（案）」としてまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. 公表する資料

奈良市都市計画道路の見直し（案）

2. 閲覧できる場所

- (1) 都市計画課（市役所中央棟3階）
- (2) 総務課（市役所北棟5階）
- (3) 出張所（西部、東部、北部）
- (4) 行政センター（月ヶ瀬、都祁）
- (5) 市のホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/site/ikenboshu/>）
都市計画課のホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/111/>）

3. 意見の募集期間

令和6年10月28日（月曜日）から令和6年11月27日（水曜日）まで（必着）

4. 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5. 意見の提出方法

- ・ ご意見、住所、氏名、年齢、電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）、区分（上記4（1）～（5）のいずれか）及びご意見の対象箇所を記入して都市計画課へ提出してください。
- ・ 郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受け付けます。
- ・ 標題（電子メールで提出される場合は件名）を「都市計画道路の見直し（案）に関する意見」としてください。
- ・ 別紙の「意見提出用紙」をご使用ください。なお、必要事項をすべてご記入いただければ意見書の様式は問いません。
- ・ 電話等による口頭でのご意見は受け付けしません。
- ・ 日本語での記入に限ります。

6. 意見の取扱い

- ・ いただいた主なご意見の要点を整理したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。
- ・ ご意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・ ご意見をご提出された方へ個別の回答は行いません。
- ・ ご提出された個人情報公表しません。また、本件以外の他の目的に使用しません。
- ・ ご提出された意見書は返却しません。

7. 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課（中央棟3階）

電話：0742-34-4748（直通）

ファクシミリ：0742-34-5179

電子メール：toshikeikaku@city.nara.lg.jp